壬生町政だより

38 年 3 月 号
No. 51
毎月１回発行
発行所 栃木県壬生町役場
印刷所 株式会社 新生社

諸統計より

人口	統計 38年3月1日現在	対前月比
総人口	23,625人	21人増
男	11,516人	18人増
女	12,109人	3人増
世帯数	4,514	12世帯増

三月定例町議会より

三月における壬生町議会の定例会は、三月六日午前十時に、壬生町役場議場に招集された。開会ただちに日程を六日から十六日までの十一日間と定めた。今回提案された議案は条例関係（改正を含む）十六件、決算、予算等が五件、その他起債など八件の合計二十九件が上提され、日程に従って審議された。議決されたもののうち、主なものは次のとおりです。

新予算は一億五千六百万円
壬生高校、壬生小の校舎建設など

昭和三十八年度の新予算は総額で一億五千六百八十余万円で前年度の当初予算額一億三千二百三十余万円より、二千四百四十八万円増えて、十八・五％の増額で議決されました。

歳入・歳出の主な点は

歳入 町税では税率は据置きのままではあるが所得増で課税標準が多くなったための自然増となりました。また交付税として政府からくる金額の増は職員の給与改訂にもとづくものです。

歳出 この中で主な施策としては、消防自動車の購入。土木費では道路、橋梁の整備、大型トラックの購入など。教育費では壬生高校の校舎建設（継続）、壬生小学校々舎建設、北小学校の給食室建設、壬生中学校の特別教室改造費、稲中の敷地買収費、このほか東小と藤井小の給食室改造見込み稲小校長室と稲中公仕室移転工事見込みなど社会労働施設費では、町営住宅の建設、保育所の建設費など。産業経済費では農業用水資源調査費、農業近代化対策費と家畜予防接種対策費補助の増額、農業祭費など。保健衛生費は力とハエの駆除に重点をおく。また心配事の相談所を開設します。

昭和38年度　壬生町一般会計予算

歳　入

科目	本年度	前年度
1. 町税	54,047,660円	43,163,590
2. 地方交付税	59,500,000	55,500,000
3. 公営企業財産収入	1,101,300	4,327,067
4. 分担金及負担金	47,800	52,670
5. 使用料及手数料	2,120,100	1,470,700
6. 国庫支出金	9,370,415	8,013,336
7. 県支出金	2,519,445	1,879,561
8. 寄附金	7,196,325	4,549,980
9. 繰入金	100	100
10. 繰越金	4,500,000	4,500.000
11. 雑収入	4,949,600	3,315.400
12. 町債	11,500,000	5,600,000
歳入合計	156,852,745	132,372,404

歳　入

科目	本年度	前年度
1. 議会費	6,376,450円	4,119,780円
2. 役場費	47,262,954	37,315,320
3. 消防費	3,974,602	4,443,333
4. 土木費	8,986,320	9,314,920
5. 教育費	42,778,760	39,536,625
6. 社会労働施設費	16,741,873	13,603,301
7. 保健衛生費	3,081,550	1,929,674
8. 産業経済費	7,506,624	6,311,815
8. 財産費	1,020,200	940,200
10. 統計調査費	126,050	60,090
11. 選挙費	1,752,000	1,300,850
12. 公債費	3,482,054	2,780,126
13. 諸支出金	11,845,260	9,137.370
14. 予備費	1,918,048	1,570,000
歳出合計	156,852,745	132,372,404

みんなで造ろう「きれいな環境」

▽壬生町職員の定数かわる

（カッコ内は旧条例）

役場職員の定数条例は二年前のままであったのでこんどその定数を改訂しました。

一、町長の事務部局の職員
吏員【課長、支所長、所長、係長、主事、技師】五十人（四十人）
その他の職員　七十五人（五十五人）
二、学校の職員
職員（雇傭人を除く）二十八人（十五人）
雇傭人　十人（十二人）
三、学校以外の教育機関の職員
職員（雇傭人を除く）五人（三人）
雇傭人　三人（一人）

この条例は、四月一日から施行します。

▽壬生町議会の事務局設置

いままでは事務局がなかったので、今回事務局設置の条例を制定しました。現在兼任三名でやっています。

▽壬生町税条例の一部改正

条例第三十四条の三第一項の税率を次のように改める。これは町民税における所得割の税率をあらためたものです。（カッコ内は旧条例）

十五万円以下の金額（十万円以下）百分の二
十五万円をこえる金額（十万円をこえる）百分の三
四十万円をこえる金額（二十万円をこえる）百分の四
七十万円をこえる金額（五十五万円をこえる）百分の五
百万円をこえる金額（同上）百分の六
百五十万円をこえる金額（同上）百分の七
二百五十万円をこえる金額（同上）百分の八
四百万円をこえる金額（同上）百分の九
六百万円をこえる金額（同上）百分の十
千万円をこえる金額（同上）百分の十一
二千万円をこえる金額（同上）百分の十二

助役に大垣氏きまる
収入役は鈴木氏

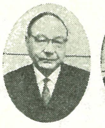
鈴木収入役

大垣助役

空席だった壬生町助役に南犬飼支所長の大垣八郎氏（56才）が本決まりになった。大垣氏は南犬飼村の助役を二期つとめ、昭和三十年七月二十八日壬生町と合併により、支所長となり現在に至る。四月一日付で助役に就任いたします。家庭は妻キサさんほか子供二人、現住所壬生町大字上田一、四七〇番地、趣味はテニス碁、考古学など。

また収入役には壬生町収入役職務代行者の鈴木道喜氏（63才）が決まりました。氏は壬生町税務課長を経て、昭和二十九年十一月三日より、壬生町収入役職務代行者として現在に至り、四月一日付けをもって収入役に就任します。家庭は妻レンさんほか五人、現住所壬生町大字壬生乙二、八一二番地の一、趣味は小盆栽、読書。

四月六日　参院補欠選挙
四月十七日　県議選

▽参議院議員補欠選挙の日程

参議院議員湯沢三千男氏の死亡に伴なう補欠選挙が行なわれ、告示は三月十三日、投票日は四月六日（土曜日）です。

▽県議会議員の選挙

県議会議員の選挙は四月二日に告示され、投票日は四月十七日（水曜日）と決定されました。下都賀の定員は六名です。

▽人権擁護委員きまる

壬生町の人権擁護委員は任期（三年）が一月三十一日に切れましたので次の三氏が推せんされました。壬生町甲一、六九六上野高明氏（51才）、壬生町安塚三、一五一大久保武一氏（47才）、壬生町下稲葉一、二九三鯉沼喜一氏（67才）

今後三年間人権擁護に関する相談をお願い致します。

▽壬生町消防団の近代化

消防団の機械化が一段と進み（現在自動車ポンプ五台、小型動力ポンプ十九台）その近代化を計るため団員の数を六十四名減らすことになりました。これで団員数も他町村なみの構成になったわけです。（定員二百六十四人）

団長一人、副団長二人、分団長三人、部長十七人、班長二十一人、団員二百二十人。

▽昭和三十七年度壬生町歳入歳出追加更正予算書

昭和三十七年度の第四回の一般会計追加更正予算は、職員等の給与改訂に伴なうものと、壬生高校並びに町営住宅の入札決定などをくり入れた。

前回までの累計額一四七、六八三、八六一円、追加八、六五五、九七〇円、計一五六、三三九、八三二円となった。

▽昭和三十六年度壬生町歳入歳出決算書の認定

昭和三十六年度の決算書は、さきに監査委員において慎重に検討され、定例会で認定を受けたものである。

決算額では歳入一四八、五〇八、五四五円、歳出額一四〇、一六八、九二九円差引残高八、三三九、六一六円（翌年度へ繰越す）

▽手数料条例の改定
＝四月より

役場で発行する諸証明などの手数料が改訂になった。

一、諸証明一件、五十円（旧三十円）
二、戸籍の附票および住民登録謄本、抄本交付手数料（含証明閲覧）
一枚につき四十円（旧と同じ）

▽請願三件は常任委へ

大字藤井上坪部落の上稲橋南側用水堀護岸工事と、明城地区道路改修並びに増設の二件は建設常任委員会に付託された。

また、藤井小学校の完全給食実施に伴なう施設等の整備の件は教育民生常任委員会に付託されました。

町営住宅の入居申込み

町営住宅の入居を申込みたい方は左の書類を提出下さい。（総務課で受付け）

一、住民票謄本、もしくは主要食糧購入通帳
二、給与所得支払証明書
三、住宅に困窮していることを証する書類
四、婚姻予約者の場合には、婚約証明書
五、前号の外町長が必要と認める書類

町営住宅に入居することができる者は次の事柄をそなえていなければならない。

一、本町内に住所または勤務場所があること。
二、現に同居し、または同居しようとする親族があること。
三、入居の申込をした日において次のような収入があること。

❶第一種住宅については、二万円を越え三万六千円以下であること。
❷第二種住宅については、二万円以下の収入であること。（この金額はそれぞれ、年間収入を十二で割った月額収入です。）
❸現在、住宅に困っていることが明らかな者であること。

なお申込み期限は四月二十日限り。

お知らせ

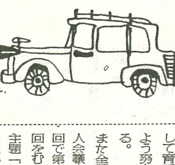

自衛官の募集
第一次

ただいま防衛庁では二等陸・海空士の自衛官を募集しております。社会的、国家的に意義のある仕事に一代をかけ、しかもその老後において恵まれた余生をたのしむことができることは、誰しも望むことで、自衛隊員も他の国家公務員と同様に一定の年限を勤務すると、その生活が保障されております。

〃明るく〃〃正しい社会〃それこそ若人の夢を実現してくれる自衛隊の生活の中にあります。自衛官は自由で平和な日本国民としての喜びと誇りをもって、人間性の向上と共に社会人としての立派な技術を身につけ、いきいきと青春をたのしんでいます。

自衛官を志願する方は壬生町役場か自衛隊栃木地方連絡部に気軽にお問合せください。

今年の婦人週間
四月十日

今年の「婦人週間」のスローガンは、みなさんの社会的良心が住みよいあすを築くという旗じるしをかかげ、運動の重点を

❶社会的良心について認識を深める。
❷婦人の役わりを通して社会的良心を生かして育てるよう努力する。

また全国婦人会議も今回で第十一回をむかえ主題「社会的良心と、婦人の役わりについて」を討議します。期日は四月十日ー十三日、場所は東京です。

稲葉地区公民館の使用料

条例の改正で「稲葉地区公民館」の使用料が決定されました。

	午前八時より正午	正午ー五時	午後五時ー十時
講堂	五〇〇円	五〇〇円	一、〇〇〇円
日本間	二〇〇	二〇〇	二五〇
会議室	二〇〇	二〇〇	二五〇

公民館使用の際は、申込み書に使用料を添えて申込みください。

新校舎の起工式

校歌と校旗できる

壬生高等学校

昨年四月に開校した壬生高校で三年五日町長、町議会議員、関係市町村長、同議長、P、T、Aなど関係者が参加して新しい校舎の起工式が行なわれた。

さる二月十四日、入札が行なわれ落札者は佐藤工業KKで建坪四百六十六坪、木造二階建。普通教室七、特別教室九、請負金額は一千九百四十五万円で工期は四月末日です。

▽壬生高校々舎建設資金

総金額一、九四五万円

（内訳）

三十七年度

工事費七、五〇〇、〇〇〇円

寄附金三、一九九、九八〇円

町　費四、三〇〇、〇二〇円

三十八年度

工事費一一、九五〇、〇〇〇円

寄附金四、二九六、〇〇〇円

町　費七、六五四、〇〇〇円

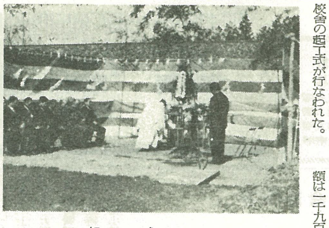

起工式風景

▽壬生高校にこのほど新しい校旗と校歌ができました。

校旗のデザインは壬生町国谷在住、東京美術学校卒で現鹿沼高教諭をされている渡辺達也先生です。旗竿は木目そのままのマホガニー色。冠頭は校章を三方から組みあわせて白銀色とするなど、ざん新な趣向をこらしたものです。

校歌の作詞はNHK勤務の宮沢章二氏、作曲は柴田南雄先生（お茶の水大、芸大勤務）新進でしかも将来有望と定評のある先生方の作品です。

▽栃木県立壬生高等学校々歌

作詞　宮沢　章二

一、日光連山　雲白く
春なり　ここに　生命（いのち）燃ゆ
おお　壬生の魂　共に磨きつ
道は遠くも　若き日の
誠ひとすじ　学び行く
壬生　おお　壬生の花を見よ
（以上略す）

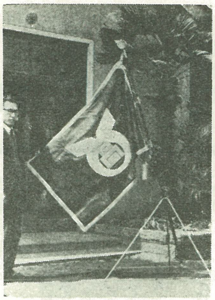

新しい壬生校旗

「マッチを持たない運動」

上稲葉ぐるみ活動

全国的に春の火災予防運動を実施しましたが、特に今年は異常乾燥と水不足、春の季節風の強い折から壬生町上稲葉地区では、消防団員、消防協議委員、稲葉地区PTA補導委員会、駐在所、小、中校の先生の協力をえて「かまど検査」並びに児童生徒の「マッチを持たない運動」などを三月十三日行った。

一月には大通りの両側の川の泥さらいを二十五年ぶりにやって火災期にあたり大いに効果をあげました。

最近の栃木署管内の火災原因の大部分が、子供の火あそび、マッチいたづらだけに、「マッチを持たない運動」を数年来続けてきた上稲葉地区の運動は「地区ぐるみ活動」として高く評価されている。

歴史的遺産を守ろう

壬生町文化財保護条例

古きを尋ね新しきを知って文化のかおり高い町づくりの一環として、今回壬生町文化財保護に関する条例ができました。

管内の歴史的遺産である古墳を堀りかえしたり、古い文書などを焼きすてたりしては大変惜しいことです、再び戻ってこないものです。

この条例によって、今後教育委員会で規則をつくり、具体的な活動にはいることが期待されます。

壬生町文化財に関する条例

（目的）

第一条　この条例は、文化財保護法に基き壬生町における文化財を保存し、且つその活用を図り、もって文化の向上に資するため必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この条例で文化財とは文化財保護法第二条の規定により、左にかかげるものをいう。

一、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、民俗資料、その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料（以下「有形文化財」という。）

二、演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三、史跡、名勝及び天然記念物（以下「史跡、名勝天然記念物」という。）

（保護及管理）

第三条　教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第十四号の規定により壬生町における文化財の保護及び管理にあたる。

（その他）

第四条　この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この条例は公布の日から施行し、昭和三十八年一月一日から適用する。

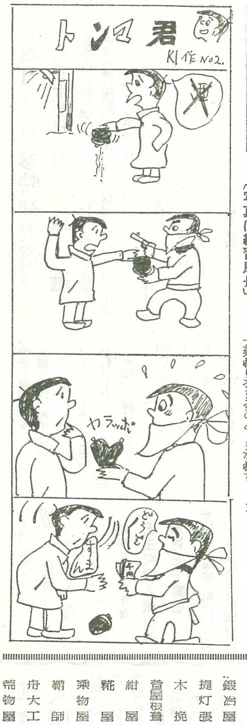
トンマ君
KI作 No2.
カラッポ
どうぞ
すまん
千両

「行楽期の戸締り」と「火の用心」に注意

農耕作業車の練習

藤井若妻会

三月十四日午後二時、折からの春日和の藤井小学校々庭で藤井若妻会の会員が真剣にテーラーの走行練習をしています。

これは壬生農協指導部と栃木警察署壬生派出所による「農耕用作業車」の免許試験を目指しての実地走行練習と交通法規の講議が行なわれたものです。五十余名の若妻会員のほかに男子も十名近く受講しました。現在壬生農協管内で農耕用作業車の免許希望者は百十三名ほどいてこれからもどんどん増える予定だと農協指導部ではいっています。農耕用作業の免許の試験は三月二十八日、栃木工高で実施しました。

（写真は練習風景）

交通信号機で安全に

壬生小入口の県道

壬生町公民館入口の県道に新設された交通信号機は、宇都宮や栃木市にある信号機と同じものです。見てわかりますように「八灯式」という極めて丁寧な信号方法をとっております。青色は進め、黄色になったら要注意で交叉点に入らないようにする。赤は停止線のところで停れ―というわけです。

ここの信号機の特徴は❶県道の同方向には二つの信号機があって、舟町通りと公民館通りの二つの横道が、正十字路になっていないものを、正十字路として同一に扱っている❷県道を横断する歩行者のための信号も二つあって、見易すいようにしたわけです。

交叉点の通交方法では❶交叉点内に自転車や自動車を置くことも、停止させておくこともできないこと。

❷自転車や原付一種（50CCのバイク）の右曲がりは、必らず大廻わりをすること―すなわち信号機のない交叉点では、左小廻わり右大廻わりで、停車しないで進んでよかったのですが、信号機のついている交叉点では信号のとおりに進行しないといけません。それには「青信号」で出て向う側で一度停車し、次に曲る前方の信号が「青」になってから進行するという二回の信号にしたがって曲がるわけです。例えば舟町方面から公民館通りへ自転車で行くには、舟町の方から見える前方（宇賀屋前）の信号が「青」の時に出て宇賀屋さんの家の前で、できるだけ県道のはしで一時停止し次淀川さんの所の信号が「青」になったら進行し、そのまま公民館通りに曲がることになります。

（はじめての信号機）

昭和38年度 特別会計（国民健康保険）

歳入		
科目	本年度	前年度
1. 国民健康保険税	18,312,000	13,637,910
2. 財産収入	100	100
3. 手数料	3,000	7,000
4. 国庫支出金	18,134,280	11,046,440
5. 県支出金	6,000	6,000
6. 寄附金	100	100
7. 繰入金	1,000,000	1,000,000
8. 繰越金	2,139,860	100
9. 雑収入	121,500	51,500
歳入合計	39,716,840	25,749,150
歳出		
科目	本年度	前年度
1. 役場費	4,951,940	3,559,500
2. 保険給付費	30,444,250	19,434,530
3. 保険施設費	1,387,730	964,550
4. 財産費	100	100
5. 公債費	100	100
6. 諸支出金	399,700	325,660
7. 納税奨励費	1,083,120	817,200
8. 予備費	1,449,900	647,510
歳出合計	39,716,840	25,749,150

新年度の国民健康保険の予算決る

新年度の国民健康保険の予算も三月十六日の本会議において可決された。

歳入面では国民健康保険税が自然増により前年度の当初予算より四百六十七万円の増。また一般会計からの繰入金は、自主財源でまかなう意味でなくなりました。歳出では保険給付費を一千百万円増加して、個人の負担の軽減を計った。

昔の職業と産物

文化の進むにつれて生活様式の変化や産業の構造に変化がおこり各自の職業が大きく変わることは当然のことで、今や我が国では農業立国から工業の近代化と大きな躍進をする一大変革期に当面している。この潮流にとり残されてはいつまでも旧態依然たる城下町で終るのであるが、幸い工場団地が誘致されて明るい前途が約束されるに至った。

この際、比較するにはやや古るくさいが徳川時代中期の壬生町の職業を正徳明細帳から抜き書きして左にかかげる。その中にはとうに消え去った職業や産物もあることであるが現代のそれ等と考え合せれば幾多考えさせられる問題がでることと思う。その問題のとり上げ方は読者の皆様におまかせする。

商売並に諸職人（通町の下に数字で書いたものは表町）

米屋	六人	2人
穀屋	二	1
進屋	三	2
塩屋	十	4
鍛冶屋	一	3
提灯張	一	1
木挽	二	2
萱屋根葺	二	2
紺屋	五	3
糀屋		2
乗物屋	一	
鞘師		1
舟大工	一	
帯物屋	一	
油屋	三人	2人
肴屋	三	2
小間物屋	十七	4
大工	六	9
鍋鑄懸	一	1
壁塗	一	2
味噌屋	三	
栗種屋		1
板屋根葺	一	1
檜物屋	一	
彫金師	一	
鍋屋	二	
筆屋	二	
仕立屋	二	
休酒屋	四	2
造酒屋	三	2

当町商売物

粉糠　米と糯米　塩　紙類
布木綿類　縄　干鰯　油　大
麦小麦　肴類　焼酎粕　大豆
小豆　餅　油粕　薪　炭　牛
房　蕎麦　板、敷居鴨居　戸
ぶち、戸棧　酢醤油　干物類
絹時々上州より商人参り候
糸笠其外小間物荒物色々

右の外当所で出来ぬものは商売人が他所から買いこんだ。

当町には猟師がいないので、近所に狼が多く出たときはおどし鉄炮を町奉行にお願いしてうったなどと書いてある。

なお木綿布は少々できるが絹油蝋などはできないと書いてある。御厩用の飼草は左の村々から献上させた。

上稲葉、七ッ石、亀和田、いそ村、赤塚、川中子、みの輪藤井、橋本、細谷、福和田、国谷、家中、大塚、下稲葉

狼が出たなどを考えると工業団地や住宅地に変りつつある国谷など誠に今昔の感にたえない。

（F）